

一般社団法人日本木材輸出振興協会 個人情報保護取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報保護法に基づき、一般社団法人日本木材輸出振興協会（以下「協会」という。）が、業務上必要な個人情報を収集し、利用する場合の措置及び手続きについて定める。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語は、次のように定義する。

- (1) 役職員等とは、役員、職員、嘱託職員、パートタイマー、派遣スタッフなど当協会の業務に従事する者並びに退職者をいう。
- (2) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、次のような情報をいう。
 - ① 情報の収集、提供等の業務により取得した情報
 - ② 人事関係情報
 - ③ 所得税などの公租公課に関する情報
 - ④ 本人の写真など個人が判別できる映像情報
 - ⑤ その他個人を識別できる情報（物品、出版物等の発送や対価請求等その事務手続きに必要な情報を含む。）

(守秘義務)

第3条 役職員等は、在職中はもとより、退職後においても、当協会の許可なく、当協会が収集・保存している個人情報を第三者に漏らしてはならない。

第4条 当協会は、役職員等及び業務上必要な個人情報を適切に管理するため、個人情報管理責任者を選任する。

2 個人情報管理責任者は、次の責務を負う。

(1) 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などに関し、適切な安全管理をすること。

(2) 適切な個人情報の収集・利用・保管をするため、役職員等への教育を行うこと。

(3) 個人情報の取扱に関する苦情の処理にあたること。

(4) その他個人情報の取扱に関する全ての事項

3 個人情報管理責任者の選任は、別に定める細則による。

(個人情報の収集)

第5条 業務上必要な個人情報を収集・取得する場合、あらかじめ利用目的を特定し、本人に明示しなければならない。

2 当協会は、利用目的以外の個人情報を収集することはない。

(個人情報の利用)

第6条 個人情報は、利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限度において、当協会から権限を与えられた者(パソコンのパスワード管理の徹底等により)のみ利用ができる。

(第三者への提供)

第7条 当協会が収集した個人情報を第三者に提供する場合には、提供先、提供する情報の内容、目的等を明示し、事前に本人の同意を得るものとする。

(個人情報の持ち出し禁止)

第8条 役職員等は、当協会の許可なく、個人情報データ又は個人情報データが保存されているハードウェア、ソフトウェア等を当協会以外に持ち出してはならない。

(個人情報の開示、訂正、削除)

第9条 業務上必要な個人情報について、本人から開示を求められた場合、第三者の権利利益等を害する場合などを除き、当該個人情報を開示しなければならない。

2 前項により、個人情報に誤りがある場合又は合理的理由が認められる場合は、その個人情報を訂正、削除する。

(制裁)

第10条 役職員等が本規程に違反した場合は、一般社団法人日本木材輸出振興協会就業規程に基づき（職員以外については、これら規程を準用）、懲戒処分に処する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行適用する。